

令和
3年度版

秋田労働局のご案内

(行政運営方針のあらまし)



厚生労働省 秋田労働局

秋田労働局は、職業選択から退職に至るまでの職業生活において
だれもが健康で安心して働けるようサポートする労働行政機関です

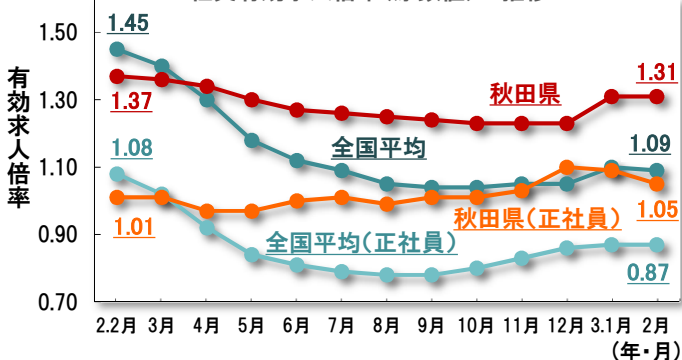
秋田労働局の概況

1 雇用情勢

令和3年2月の有効求人倍率(季節調整値)は1.31倍で、前月と同水準となり求人が求職を上回る状態が続いています。また、正社員の求人倍率(原数値)も1.05倍となり、6か月連続で1倍台で推移しています。

新規求人数(全数)が前年同月比で17か月ぶりに増加し、一方で事業主都合離職者(常用)が前年同月比で32.0%の増加となるなど長期化するコロナ禍において先行きの不確実性が高まっています。

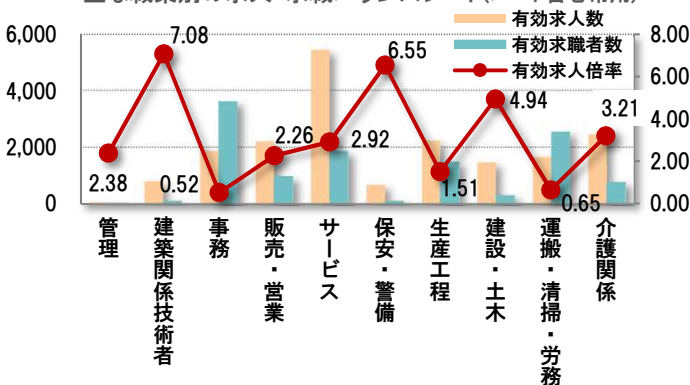
有効求人倍率(季節調整値)と正社員有効求人倍率(原数値)の推移



◆ 一般職業紹介状況(令和3年2月)

産業別の新規求人数をみると、建設業、製造業、運輸・郵便業、卸・小売業、サービス業(他に分類されないもの)で増加し、宿泊・飲食サービス業、生活関連サービス・娯楽業などで減少しました。職種別の求人倍率をみると、建築技術者が7.08倍(建設・土木でも4.94倍)、保安・警備が6.55倍、介護関係3.21倍、サービス(接客・給仕等)が5.29倍となっており、業種によってはコロナ禍の影響がみられるものの、依然として人材確保が大きな課題となっています。

主な職業別の求人・求職バランスシート(パート含む常用)



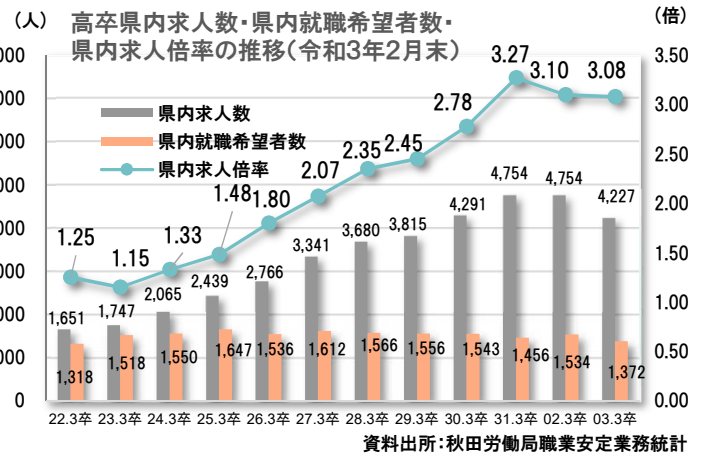
県内事業主の声

- 「会議は行われるが会食は行われず、弁当を持ち帰っている状況であり、収入源である宴会などは無く3月以降の予約も入らない」(宿泊業)
- 「歓送迎会の予約は殆ど無く厳しい」(飲食店)

- 「修学旅行先が県内や東北地区等近場となり、全行程をバス利用の需要が増大している」(運輸業)
- 「営業時間を短縮しフルタイムは週1休業中、売上げは半減、ネット販売でカバーを図っている」(小売業)
- 「新型コロナに対応した非接触型機械部品の受注が入り増産体制となった」(電気機械器具製造業)

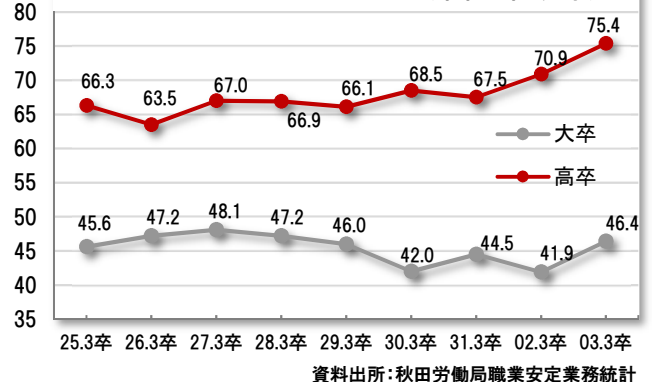
2 若者の雇用情勢

令和3年3月新規高卒者の求人倍率は、一部企業で新型コロナウイルス感染症の影響により採用活動を中止したこと等の影響もあり高卒求人が減少したものの、高校卒業予定者の減少に伴う県内就職希望者の減少により、3.08倍(前年同期比▲0.02pt)となり昨年度に引き続き高水準となりました。

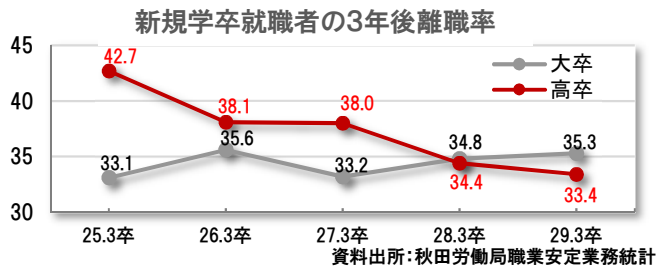


令和3年3月新規高卒者の県内就職希望割合は75.4%(前年度同期比+4.5pt)となり、前年度に引き続き70%を超えました。また、同大卒者等の県内就職希望割合は46.4%(前年同期比+4.5pt)と前年度から改善されました。いずれも、新型コロナウイルス感染症拡大地域での就職活動や就職を危惧したことで、県内就職へ切り替えたことも要因のひとつとなっています。新規高卒者・新規大卒者等とも、関係機関と連携・協力し引き続き県内就職促進に向け取り組みます。

就職希望者全体に占める県内就職希望割合の推移(令和3年2月末)



新規高卒者の3年後離職率は改善傾向にあります。大卒・高卒とも依然として3割を超える離職状況です。定着支援や若者サロンの実施により改善に努めます。



3 多様な人材の雇用状況

●就職氷河期世代

いわゆる就職氷河期世代は、現在、30代半ばから50代半ばに至っており、秋田県においても、不安定な就労状況にある方及び長期にわたり無業の状態にある方は、約8千人と推計されています。令和2年7月に策定した「あきた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画」では、正規雇用者(正規雇用就職・正社員転換数)を令和4年度までに3千人増やすことを目標としています。

●高齢者

令和2年6月1日現在の高年齢者雇用確保措置実施企業割合は99.9%で、希望者全員が65歳以上まで働ける企業割合は86.5%、70歳以上まで働ける企業割合は45.9%(7年連続全国1位)と、高年齢者雇用確保措置の実施が高水準で着実に図られています。

●障害者

令和2年6月1日現在の障害者雇用状況による民間企業の障害者雇用率は2.25%で、8年連続で過去最高を更新し初めて法定雇用率を上回ったものの、約4割の企業が法定雇用率に達していないほか、未達成企業のうち約6割が障害者を一人も雇用していない状況にあり、令和3年3月1日に引き上げられた障害者雇用率を踏まえ、関係支援機関と連携した障害者の雇用促進と職場定着支援の充実、多様な障害特性に対応した就労支援が重要となっています。

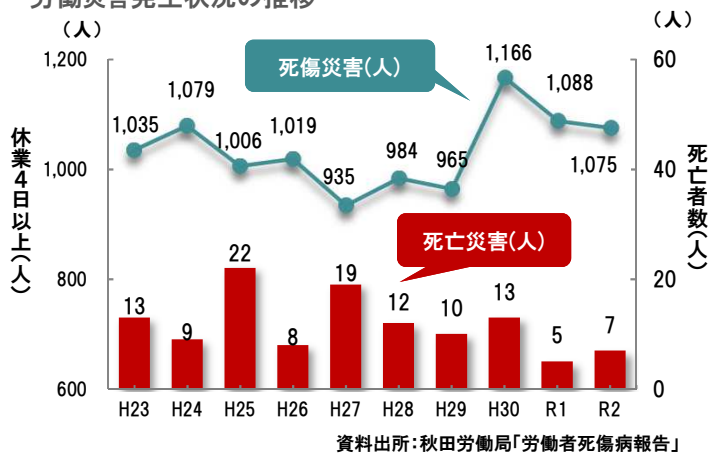
●外国人

外国人雇用状況(令和2年10月末現在)をみると、外国人を雇用している事業所は539事業所(前年比10.9%増)、雇用される外国人労働者数は2,402人(同9.0%増)と過去最多を更新したものの、事業所数、労働者数とも全国最少となっています。

4 労働災害の発生状況

県内の労働災害は長期的には減少傾向にあり、令和2年の死傷災害は、前年に比べ減少したものの、第13次労働災害防止計画3年目の目標である931人には及びませんでした。また、死亡災害は、災害統計が残っている昭和33年以降最少となった前年に次いで少ない人数となりました。

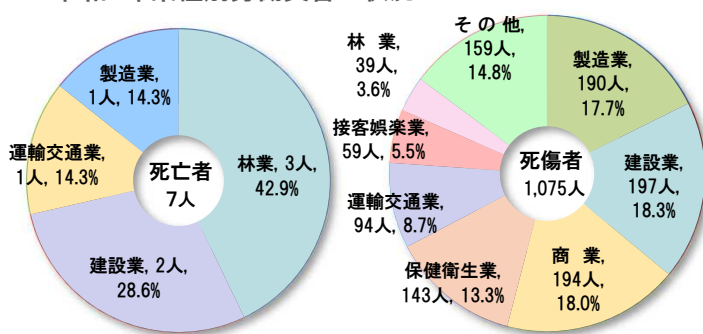
労働災害発生状況の推移



業種別の労働災害の発生状況は、死傷災害は、製造業、建設業及び第三次産業(商業、保健衛生業、接客娯楽業)で約7割を占めています。

また、死亡災害は、例年、製造業、建設業及び林業で大多数を占めますが、令和2年は、建設業で2人、林業で3人発生し、全体の約7割を占めています。

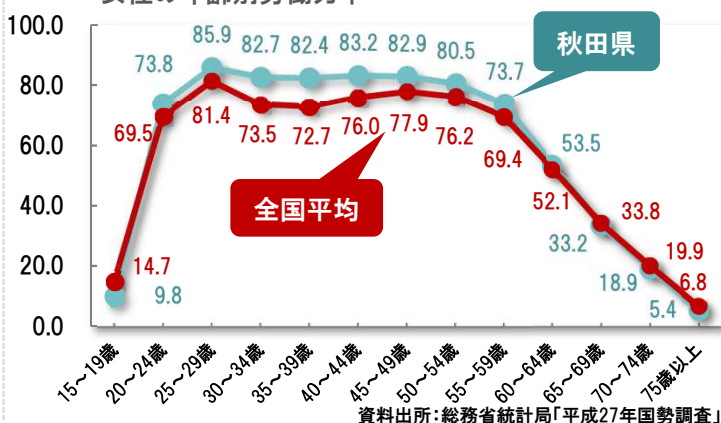
令和2年業種別労働災害の状況



5 女性の雇用状況

秋田県の女性の雇用者数は、平成27年の「国勢調査」によると177,784人で、雇用者全体の47.4%を占め、全国平均の46.0%を上回っています。また、女性の労働力率は、25歳～29歳をピークに、出産・育児期にかけて非労働力化し減少する「M字カーブ」を示していますが、ピークと底の差は全国平均に比べて浅くなっています。

女性の年齢別労働力率



令和3年度の最重点施策

ウィズ・ポストコロナ時代の雇用機会の確保

I 雇用の維持・継続に向けた支援

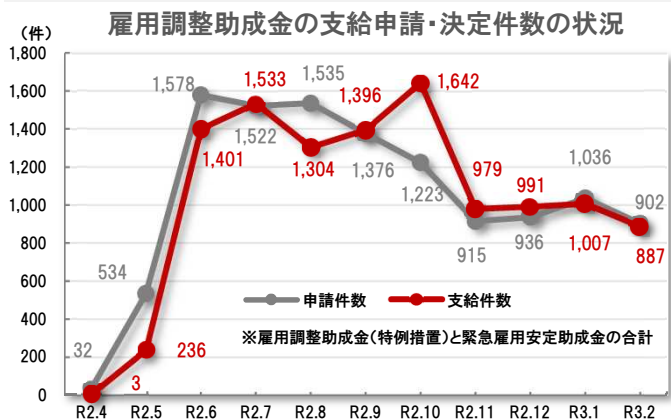
主な施策

【雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の活用による雇用維持・継続】

- 雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金の迅速支給により、休業を余儀なくされた労働者の雇用の維持・継続に取り組む事業主を支援します。また、支給申請から**原則2週間以内の支給**100%を目標とします。

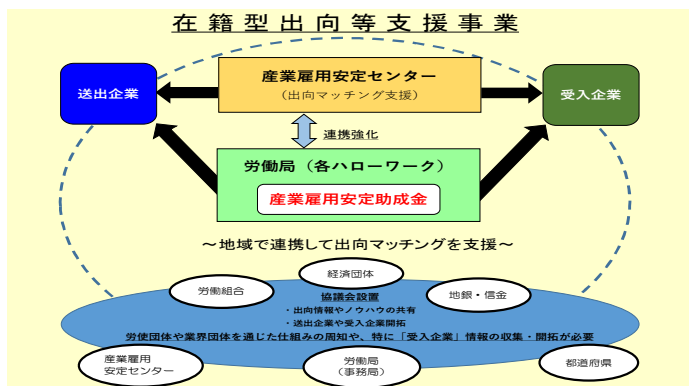
【新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金による支援】

- 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の**適正かつ迅速な支給**により、休業中の賃金が支給されなかった労働者を支援します。



【在籍出向の活用による雇用維持への支援(産業雇用安定助成金)】

- 産業雇用安定助成金により、**在籍型出向を活用し雇用維持を図る出向元と出向先双方の企業を一体的に支援**します。
- 産業雇用安定センター等関係機関と連携して出向マッチングを支援します。



行政運営方針のあらまし

II 業種・地域・職種を超えた再就職等の促進

主な施策

【ハローワークシステム刷新を踏まえた職業紹介業務の充実・強化】

- **ハローワークインターネットサービスを効果的に活用し**、ウィズコロナ時代における職業紹介業務を充実・強化します。【令和3年度追加リリースする主な機能:①オンラインでの求職登録②求職者マイページ活用によるオンラインハローワーク紹介③求職者マイページ活用によるオンライン自主応募④求人者マイページ及び求職者マイページを活用した求人者から求職者へのリクエスト求人送信・応募】

- 支援が必要な求職者に対しては、担当者制の活用を含む課題解決支援サービスを、求人者に対しては、求人充足のフォローアップと合わせた事業所訪問の積極的な展開など、**必要な者に必要なサービスを確実に提供**します。

- 事業主等に対する働き方改革や雇用管理改善の相談援助業務と連携し、ハローワークにおいて**積極的な求人開拓**を行います。

- オンラインによる職業相談等のニーズに対応するため、労働局HP等の活用などにより一層の周知を図り、**オンライン職業相談等を積極的に活用**します。

【ハローワークによる業種・地域・職種を超えた再就職等の支援】

- 職業訓練への適切な受講あっせんによるキャリアアップ、キャリアチェンジ、リスクリングの支援強化をします。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により離職を余儀なくされた者で、就労経験のない職業に就くことを希望する者に対して、**トライアル雇用助成金を積極的に活用**します。

【県内地方公共団体との雇用対策協定に基づく人材確保対策の推進】

- 県内の**地方公共団体との雇用対策協定**などを通じ、地域ごとの雇用対策の課題に応じた効果的な事業計画を連携して策定し、**地域の雇用課題解決**に取り組みます。

「コロナ編で外出が心配」、「遠方なので相談に行けない・・・」そんなあなたへ！
【オンライン職業相談】

相談時間：15分0分 (事前予約制)
使用アプリ：Microsoft Teams (無料版)

1. 求職者
① ハローワークへの求職登録が完了している方 (登録マイページが活用している方)。
② 写真など十分な求職者の写真画像 (スマートフォン、タブレット、パソコン等)を所持し、オンライン職業相談に必要な環境 (Microsoft Teams (無料版)) を準備できる方。
③ ハローワークからの支援連絡先による、継続的な個別支援を受けたい方は希望する方。
④ 職業相談に該当する、求職者等がより外出が心配な方、オンライン職業相談を行う一定の必要性が見込まれる方。
⑤ 求職者は、別途定める「オンライン職業相談利用規約」(後日労働局HPにて公開ください) に同意した方。

2. 雇用方法
オンライン職業相談の利用が可能から、電話による事務相談 (予約) をお申し込みします。

3. オンライン相談における留意事項
① オンライン職業相談は、平日の9時～18時 (祝日は、年末年始を除く) での利用となります。
② オンライン職業相談時の録音・録画は、方法を問わず禁止とさせていただきます。
③ オンライン職業相談を実施するための適宜にかかる費用は、全て求職者のご負担となります。特に、求職者の住所外となる場合は、別途ご負担をお願いいたします。
④ 求職者さま、求職者以外の方の持参可能なオンライン職業相談の場には入室ができません。入室は、求職者さまのマイページから入室申請を行う必要があります。
⑤ オンライン職業相談利用に際しては、各種トラブル発生時の発生事項については、「オンライン職業相談利用規約」でご確認ください。

【求職者専用ページはこちらから】

ハローワーク 秋田
秋田県高田1丁目1-1-1
TEL: 018-884-1111 (4F)
平日9時～17時、土日9時～15時 (休館日、年末年始を除く)

ウィズコロナ時代に対応した労働環境の整備

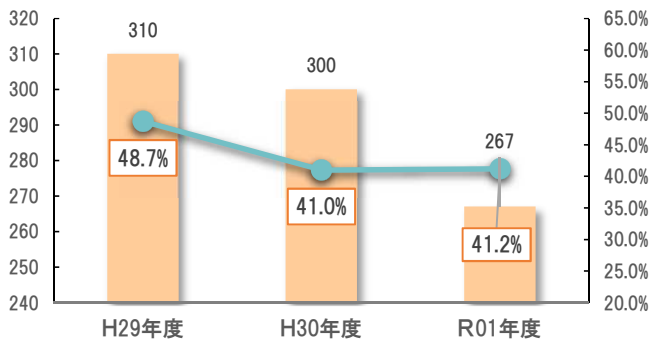
III

ウィズコロナ時代に安全で健康に働くことができる職場づくり

主な施策

- **職場における感染防止対策等の推進**
職場における感染症防止対策について、リーフレット等を活用し、職場の実態に応じた感染防止対策を指導します。
- **働き方改革の実現に向けた取組**
 - ・中小規模の事業場に対して、説明会の開催や個別訪問により、改正労基法等の周知を中心としたきめ細やかな相談・支援等を行います。
 - ・長時間労働の抑制に向けた監督指導等を行います。
 - ・「副業・兼業の促進に関するガイドライン」等について、わかりやすい解説パンフレットを活用した周知等を行います。
- **感染症に係る的確な労災補償の実施**
集団感染の発生等の情報を把握した場合は、迅速に労災請求勧奨を実施し、また、労災請求がされた場合は、迅速かつ的確な調査及び決定を行います。

長時間労働が疑われる事業場に対する監督指導の実施結果



資料出所：秋田労働局集計

過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ

過労死(0)実現のために

- ☑ 仕事上の不安や悩みを抱えていませんか？
- ☑ 週の労働時間が90時間を超えていませんか？
- ☑ 年次有給休暇の取得はきちんとできていますか？
- ☑ 勤務時間インターバル制度をご存知ですか？

行政運営方針のあらまし

IV

雇用形態に関わらない公正な待遇の確保

主な施策

- パートタイム・有期雇用労働法が令和3年4月から全面適用となるため、計画的な報告徴収等の実施により、**同一企業内の正社員と非正規雇用労働者との間の職務内容、配転の範囲等とその待遇差を確認し、不合理な待遇差に該当する可能性がある場合は助言、差別的取扱いには指導等**を行います。併せて企業内における正社員転換の推進を助言します。
- 中小企業に対し「**秋田働き方改革推進支援センター**」による個別相談、出張相談、セミナー等の支援を実施します。
- 非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善に取り組んだ事業主を支援する**キャリアアップ助成金や業務改善助成金の周知を行い、事業主に活用を促し非正規雇用労働者の処遇改善を推進**します。
- 相談者からの**個別具体的な事案に関する相談に、丁寧に対応**します。

パート社員から
どうして私はあの手当をもらえないんですか？
と聞かれた・・・

その待遇の違い、説明できますか？

パート・有期法適用間近！

2021年4月から中小企業でも
正社員と非正規雇用労働者の間の
不合理な待遇差は禁止になります！

待遇への納得感が高まれば、**パート・契約社員のやる気も上がります！**

パートタイム・有期雇用労働法
キャリアアップ
「パワちゃん」

特にチェックしたい待遇はこちら！

通勤手当 通勤している事実の違いがないのに、手当の計算方法が違うなんて	賃金手当 全く同じ仕事をしていて、欠勤されたら困るのは同じなのに
扶養手当 小さい子どもがいるのは同じで、私だって継続して働いているのに	夏期冬期休暇 私だって平日は毎日出勤。お盆やお正月くらいは休みたい

いずれも、正社員と有期雇用労働者の間の待遇差が不合理とされた最高裁判例があります。

令和3年度の重点及び主要施策

1 雇用環境・均等担当部署の重点及び主要施策

1 柔軟な働き方がしやすい環境整備等

主な施策

- ウイズコロナ時代において新たな生活様式に対応した新しい働き方として、**適正な労務管理下における良質なテレワークの普及促進**のため、ガイドラインの周知、テレワーク相談センター、働き方改革推進支援センターによる相談支援、人材確保等支援助成金の周知、活用促進により、企業を支援します。
- **長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進によりワーク・ライフ・バランスの実現を図るため**、年次有給休暇の取得促進や年次有給休暇の時季指定義務、時間単位年休、計画的付与制度等について、**時期を捉えて集中的な周知・広報を行います**。
- 県内の経済界、労働界、金融機関、有識者、秋田県、東北経済産業局と秋田労働局で構成する「**秋田いきいきワーク推進会議**」において、**働き方改革、多様な人材確保支援の総合的な推進、女性の活躍推進等に連携して取り組みます**。

2 女性活躍・男性の育児休業取得の推進

主な施策

- **不妊治療と仕事の両立しやすい職場環境の整備を行うために資料の配付等周知・啓発を行います**。
また、新設された**両立支援等助成金の不妊治療両立支援コース**を活用し、不妊治療のために利用できる休暇制度・両立支援制度の利用促進のため、職場環境の整備に取り組む中小企業事業主に対して支援します。
- **令和4年4月から女性活躍推進法に基づく行動計画策定等の義務の対象となる労働者数101人以上企業から確実な届出がなされるよう**に取組を支援します。「えるぼし」及び「プラチナえるぼし」認定制度の周知を行い、**認定申請に向けた取組を促進します**。
昨年度、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえて改正された母性健康管理措置指針の周知を行います。



- 育児休業中のカバー体制の整備などの男性の育児休業取得促進に関する県内企業の取組事例などの紹介を行うとともに、**改正育児・介護休業法成立後は円滑な施行に向けた周知を行います**。

- 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画の策定等が義務となっている**労働者数101人以上企業について100%の届出率を維持**します。

また、「くるみん」及び「プラチナくるみん」認定制度の周知を行い、県内の「くるみん」認定企業数を増やします。



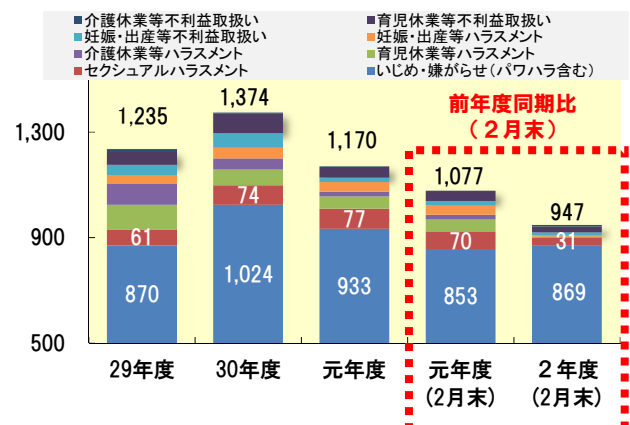
3 総合的なハラスメント対策の推進

主な施策

- 改正労働施策総合推進法に基づく**パワー・ハラスメントの防止措置が令和4年4月1日から中小企業においても義務化**されることについて、各種説明会や対応事例集の活用、秋田働き方改革推進支援センターのセミナー等により**周知・助言**を行います。
- セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント、パワー・ハラスメントの防止措置について、**事業主に対する報告徴収等**を行います。
- **ハラスメントを集中的に撲滅する**月間の取組として、**特別相談窓口の設置**を行います。
- 早期の紛争解決に向けて、総合労働相談員及び雇用均等指導員に対して研修を実施し、資質の向上を図ります。
- 相談対応に当たっては、労働者の立場に配慮しつつ、**紛争解決援助制度の活用を含む丁寧な対応**を行います。



各種ハラスメント等の相談件数の推移



2 労働基準担当部署の重点及び主要施策

1 労働者が安全で健康に働けることができる職場環境の整備

主な施策1

相談コーナー



- 「職場における新型コロナウイルス感染拡大防止対策相談コーナー」において、**事業主や労働者からの相談に対応**します。
- 職場における感染症の拡大を防止するため、「**取組の5つのポイント**」を記載したリーフレット等により、**職場の実態に応じた感染防止対策を実施するよう指導**します。【再掲】

事業主の皆さま、労働者の皆さまへ

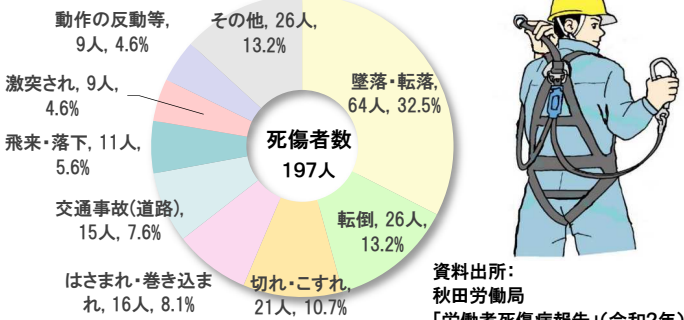
職場における新型コロナウイルス感染症対策実施のため～取組の5つのポイント～を確認しましょう！

- 職場における新型コロナウイルス感染症対策を実施するために、まず下記示す～**取組の5つのポイント**～が実施できているか確認しましょう。
- ～**取組の5つのポイント**～は感染防止対策の基本的事項ですので、未実施事項がある場合は、「**職場における感染防止対策の実施書**」を参考に職場での対応を検討の上、実施してください。
- 厚生労働省では、職場の実態に即した、実行可能な感染拡大防止対策を検討いただくため「**職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を抑制するためのチェックリスト**」を厚生労働省のホームページに掲載していますので、具体的な対策を検討する際にご利用ください。
- 職場における感染防止対策についてご不明な点等がありましたら、都道府県労働局に設置された「**職場における新型コロナウイルス感染症拡大防止対策相談コーナー**」にご相談ください。

主な施策2

- 建設業における墜落・転落災害を防止するため、**墜落防止措置の遵守徹底**を図るとともに、特に**足場からの墜落・転落災害を防止**するため、「**足場からの墜落・転落災害防止推進要綱**」に基づき、「**より安全な措置**」等の一層の**促進**を図ります。

建設業における労働災害発生状況



- 林業における伐木作業時の災害を防止するため、「**チェーンソーによる伐木等作業の安全ガイドライン**」等による**基本的な安全作業手順の徹底**を事業者団体等と連携し、**周知や指導**を行います。

チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン

1 趣旨・目的

① 厚生労働省は、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)を踏まえ、平成27年にチェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン(以下「ガイドライン」という。)(H27.12.2第127号第2号。改正H28.1.31第131号。以下「本ガイドライン」という。)を定め、チェーンソーを用いて行う伐木又は造材の作業(以下「伐木等作業」という。)の安全確保のためにガイドラインに適用。なお、伐木等作業の結果がかり木が生じた場合及び切り木が倒壊し、当該かかり木が倒壊の危険のある状態の作業を行う場合(台端等による被害、枯損木等が、他の立木に寄りかかったものを除く)を除外する。

② 伐木等作業を行う事業者は、安衛則に基づき措置を積極的に講ずることにより、ガイドラインに基づく措置を実施することにより、伐木等作業の安全対策を徹底し、また、労働者は、安衛則により労働者に義務付けられている措置を的確に遵守することにより、事業者が行うガイドラインに基づく措置を遵守することにより、伐木等作業の安全対策を徹底する。

2 概要

(1) 伐木等作業における健康器具の適正な使用

かかり木の倒壊の危険に当たっては、防護性が高く高いことはもちろんのこと、作業性が良く、視認性の高い目立つ色のいいものとして、人間工学に配慮した使いやすい機能を備えたものを選定すること。①下枝の切断防止用保護装置(覆い)。②衣服。③手袋。④安全靴の着用。⑤保護帽。⑥保護メガネの着用(保護メガネ)。

(2) チェーンソーの選定、取扱い方法等

(3) 伐木等作業を安全に行うための事前準備等 ①調査・記録の実施。②リスクアセスメントの実施。③作業計画の作成。④作業指揮者の選定。⑤安全衛生教育の実施。

(4) 伐木等作業における安全の確保

①伐木等作業を行う事業者は、当該立木の高さの2倍に相当する距離を確保とする円形の範囲に当該立木の切り倒し(つる)を確保すること(図2)等

②伐木等作業を行う事業者は、当該立木の根元と近い距離に当該立木の切り倒し(つる)を確保すること(図2)等

③伐木等作業を行う事業者は、当該立木の根元と近い距離に当該立木の切り倒し(つる)を確保すること(図2)等

(5) 伐木等作業による危険を防止するための措置を講ずること。チェーンソーを用いて行う造材の作業の安全の確保

(6) かり木の取扱いの作業における安全の確保

かり木の取扱いの作業においては、次に掲げる事項を行ってはならないこと。①かかり木に近づいておくこと。②かかり木に近づいておくこと。③かかり木に近づいておくこと。④かかり木に近づいておくこと。⑤かかり木に近づいておくこと。⑥かかり木に近づいておくこと。⑦かかり木に近づいておくこと。⑧かかり木に近づいておくこと。⑨かかり木に近づいておくこと。⑩かかり木に近づいておくこと。

主な施策3

- 高齢者の就業の増加に伴い、労働災害全体の約30%を占める高齢労働者の労働災害を防止するため、小売業、社会福祉施設及び飲食店などの第三次産業を中心に、「**高齢労働者の安全と健康の確保のためのガイドライン**」や「**エイジフレンドリー補助金**」を周知し、**転倒災害防止等の周知や指導**を行います。

エイジフレンドリーガイドライン
(高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン)

厚生労働省では、令和2年3月に「高齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン(エイジフレンドリーガイドライン。以下「ガイドライン」)」を策定しました。働く高齢者の特性に配慮したエイジフレンドリーな職場を目指しましょう。

働く高齢者の増加しています。60以上の労働者は過去10年間で5倍に増加。特に高齢者労働者は減少しているため、高齢労働者の安全と健康確保が求められています。このガイドラインは、労働環境による労働者の安全と健康確保を目的として策定されたもので、2019年(令和元年)で施行期を迎えます。労働環境の改善は、労働者に健康と安全を確保し、生産性を高め、労働力の確保に貢献する重要な取り組みです。本ガイドラインを参考に、職場の改善に取り組んでください。

主な施策4

- 事業場におけるストレスチェック制度を含めたメンタルヘルス対策の自主的な取組を促進するため、産業保健総合支援センターと連携し、「**労働者の心の健康の保持増進のための指針**」の周知や指導を計画的に行います。
- 治療と仕事の両立支援の意義等が十分に理解されていない状況にあるため、産業保健総合支援センターと連携し、「**事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン**」の周知を図ります。
- 化学物質を取り扱う事業場に対して、計画的に監督指導を行うとともに、「**ラベル表示と安全データシート(SDS)の入手・交付の徹底、リスクアセスメントの実施やリスク低減対策の取組を行うよう指導**」します。

治療と仕事の両立支援

働き続けたい!思いに応える職場づくりを支援します。

「会長 島耕作」特別編 公開中!!

- 石綿使用建築物の解体等増加が見込まれるため、建築物の解体作業等による石綿ばく防止対策について、**改正された「石綿障害予防規則」及び「労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」に基づく指導**を行います。
- 改正「健康増進法」の全面施行を踏まえ、「**職場における受動喫煙防止のためのガイドライン**」の周知啓発を引き続き図るとともに、事業者等がより積極的に受動喫煙対策に取り組むよう、「**受動喫煙防止対策助成金や委託事業の周知啓発**」を図ります。

石綿対策の規制が変わりました

改正後の規制(改正石綿障害予防規則)

石綿ばく露の危険性

高 ← レベル1建材 / レベル2建材 / 付着物(石綿1層目) / レベル3建材 → 低

計画の提出+4倍まで(レベル2以下)

事前調査結果等の報告(一定規模以上の工事時)

■事前調査の実施
●調査方法を明確化 ●調査による調査
●調査結果の3年保存、関係への報告交付

■作業計画の作成
●作業計画に基づき作業状況などの写真などによる記録(3年保存)

■報告
●作業計画と調査結果を調査報告書に提出
●作業計画の提出
●作業計画に対する特別指導の実施
●調査結果の報告

2

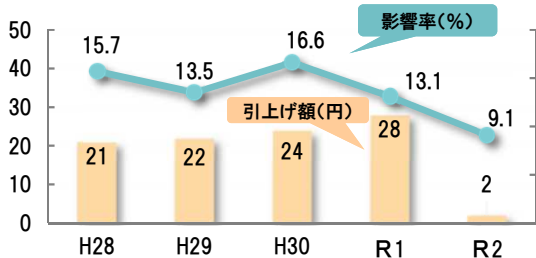
最低賃金制度の適切な運営

主な施策

- 働くすべての人のセーフティネットとして、**最低賃金額の改定等について、広く使用者・労働者等への周知・広報**に努めます。
- 中小企業・小規模事業者へ向けて業務改善助成金の利用促進の周知を行います。
- 最低賃金の履行確保上問題があると考えられる業種等を重点とした監督指導等を行い、遵守徹底を図ります。



(円) 最低賃金引上げ額・影響率の推移 (%)



資料出所:秋田労働局集計

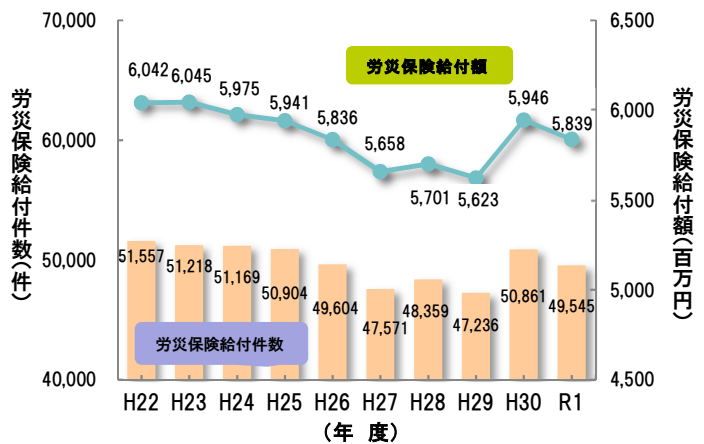
4

労災補償対策の推進

主な施策

- 被災労働者等からの労災請求に対し、**迅速かつ公正な事務処理**に努めます。
- 感染症による集団感染が発生した事業場等に対する労災請求勧奨を確実に実施します。【再掲】
- 石綿関連疾患に係る補償(救済)制度について、周知します。また、がん診療連携拠点病院等に対して労災請求の勧奨を依頼します。

労災保険給付件数(件)・給付額(百万円)の推移



資料出所:厚生労働省「労働者災害補償保険事業年報」

3

労働条件の確保・改善対策の推進

主な施策

- 感染症の影響による大量整理解雇等に関する情報収集や、関係部署間での情報共有等に努め、**適切な労務管理がなされるよう啓発指導を実施**します。
- 感染症の影響による事業活動の停止に伴い、賃金未払いのまま退職した労働者に対しては、**立替払事業により早急な救済**を図ります。
- 時間外・休日労働協定の締結・届出等、**基本的労働条件の枠組みの確立・定着のための指導**を行います。
- 外国人労働者等、特定の労働分野で就労する労働者の労働条件を確保するため、各分野の特性に応じた監督指導等を行います。



職場で新型コロナウイルスに感染した方へ

業務によって感染した場合、労災保険給付の対象となります

対象となるのは？

- 感染経路が業務によることが明らかな場合
- 感染経路が不明の場合でも、感染リスクが高い業務※に従事し、それにより感染した蓋然性が高い場合

※(例1) 複数の感染者が確認された労働現場下での業務
 ※(例2) 顧客等との近接や接触の機会が多い労働現場下の業務

■ 医師・看護師や介護の業務に従事される方々については、業務外で感染したことが明らかな場合を除き、原則として対象

その病気、その症状は
アスベスト

石綿が原因
かもしれません

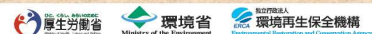
ご家族に、**肺がんや中皮腫**などで亡くなられた方はいませんか？

息切れ、胸が苦しいなどの症状が出ていませんか？

石綿による疾病と認定された場合、各種給付を受けることができます。

◆お心当たりのある方は、以下の機関にご相談ください。

- お近くの労働基準監督署または都道府県労働局
- 独立行政法人 環境再生保全機構 (ERCA)



3 職業安定担当部署の重点及び主要施策

1 若者の県内就職促進・職場定着の促進

主な施策

【高卒者等の就職支援】

- 高校3年生、高校2年生を対象とした**地元企業説明会等の開催**、**高校教諭等を対象とした地元企業見学の開催**により、高校生の県内企業理解を促し、県内就職促進に取り組みます。
- 県内高卒者求人**の**早期確保**に努めます。

【大卒者等の就職支援】

- 大学生等を対象とした**業界研究会**、**合同就職面接会**、**合同就職説明会**を**関係機関と連携**により開催し、県内就職促進、県内企業の**人材確保**に取り組みます。
- 県内企業における若者の**人材確保支援**を強化するため、**企業向け求人作成セミナー**を開催します。
- 新卒応援ハローワークによる**オンライン職業相談**を活用し、**大学生等の個別支援**を実施します。

【新規学卒者の職場定着支援】

- 新卒者の職業や企業理解、職業選択能力の向上、安易なフリーター選択の防止や早期離職防止を目的とした**セミナーやガイダンス**を実施します。

- 若手社員の孤立化や不安等を解消し、離職防止と職場定着を図るため、**若手社員交流会(若者サロン)**を開催します。

- ユースエール認定企業の普及拡大**と認定企業に対する**人材確保支援**に取り組みます。

【未内定者支援】

- 新卒未内定者の**早期就職内定獲得**のため、きめ細かな**個別支援**を実施します。

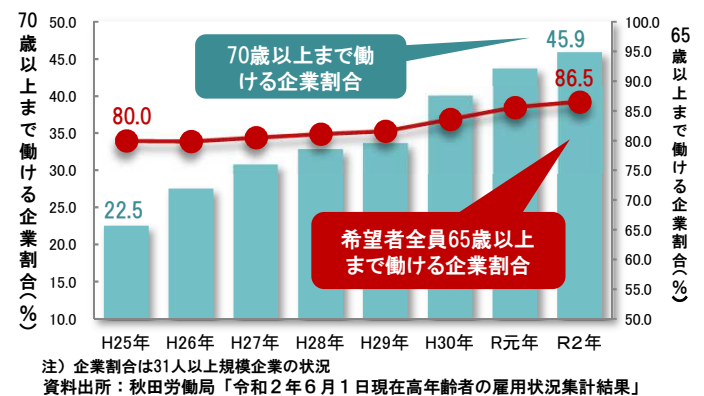
【特別な配慮が必要な方等への支援】

- 仕事と家庭の両立が可能な求人やダブルワークなど**多様な働き方に対応した求人**の確保を強化します。

【高齢者の就労・社会参加の促進】

- 改正高齢法の周知徹底**を図り70歳までの就業確保措置の導入勧奨、環境整備及び処遇改善を行う企業を支援します。
- 高齢者の再就職支援を重点的に行う「**生涯現役支援窓口**」において**効果的なマッチング**を実施します。
- 生涯現役促進地域連携事業、シルバー人材センター等関係機関と連携し、地域における多様な就業機会の確保に取り組みます。

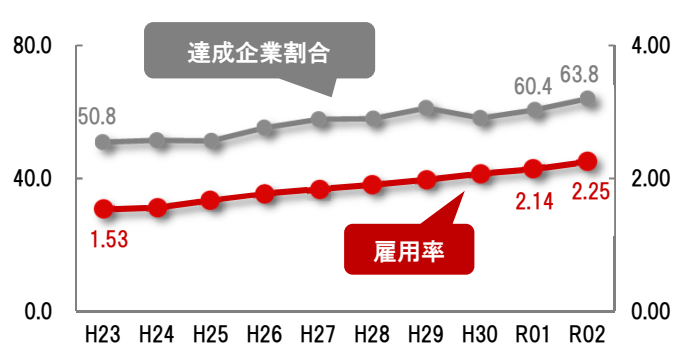
希望者全員65歳以上まで働ける企業割合等



【障害者の活躍促進】

- ハローワークと地域関係機関が連携した多様な障害特性に応じた雇入れの推進及び職場定着支援を強化します。
- 障害者法定雇用率の確実な履行**に向けて、雇用率未達成企業及び公務部門における未達成機関に対する指導・援助に取り組みます。

障害者雇用率・達成企業割合の推移



【外国人材受け入れの環境整備】

- 外国人労働者の適正な雇用管理を徹底するため、**セミナーの開催**、**事業所訪問指導等**を実施し、適正・円滑な受入れを促進します。
- 適正な労働条件を確保し、身分に基づき在留する外国人の活躍、離職した外国人労働者の再就職支援、安定した就労を支援します。

2 多様な人材の活躍促進

主な施策

【就職氷河期世代活躍支援プランの実施】

- あきた就職氷河期世代活躍支援プラットフォーム事業実施計画を着実に推進します。
- ハローワーク専門窓口における**専門担当者のチーム制**による就職相談、職業紹介、職場定着までの**一貫した伴走型支援**を行います。
- 就職氷河期世代限定・歓迎求人**の確保を強化します。

3

雇用管理改善による「魅力ある職場づくり」の促進等

主な施策

【ハローワークによる県内企業の人材確保支援の強化】

- 求人者ニーズ、事業所情報の的確な把握によって**求人**の**充足支援の取組を強化**します。
- 特に人材不足が顕著な建設、警備、運輸などの**人材確保重点支援分野**の**人材確保支援の取組を強化**します。

【職場情報・職業情報・職業能力の見える化の推進】

- 職場情報総合サイトや**職業情報提供サイト(日本版O-NET)**を活用して、求人・求職の効果的なマッチングを図ります。
- 企業の**中途採用情報を「見える化」**して、中途採用を希望する労働者と企業のマッチングを促進します。
- 技能検定やジョブ・カードの強化・活用促進を図ります。

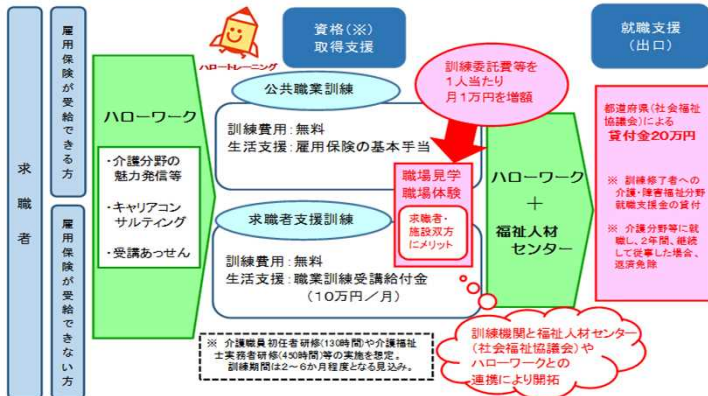
4

医療、介護、福祉、保育等分野への就職支援

主な施策

- 訓練機関、福祉人材センター等との連携強化による就職支援や介護分野向け訓練枠の拡充を図ります。
- 「秋田県と秋田労働局による人材確保対策に向けた共同宣言」に基づき人材確保対策を推進します。
- 「介護分野における人材確保のための雇用管理改善推進事業」によって**雇用管理改善に取り組む介護事業所への支援を強化**します。

雇用と福祉の連携による離職者への介護・障害福祉分野への就職支援パッケージ



5

県・市町村の産業政策と一体となった雇用支援の取組強化

主な施策

- 県が実施する地域活性化雇用創造プロジェクトを支援し、事業の目的が達成されるよう積極的に連携します。
- 県内地方公共団体が地方創生推進交付金を活用して行う移住**支援事業等**の**県内企業人材確保の取組を積極的に支援**します。
- 県内地方公共団体が行う地域雇用活性化推進事業による地域雇用の活性化を支援します。

4 労働保険適用徴収担当部署の重点施策

1

労働保険の未手続事業一掃対策の推進

主な施策

- 労働保険未手続事業を一掃するため、関係行政機関との通報制度等を活用し、**未手続事業を的確に把握**します。また、労働保険未手続事業一掃業務の受託事業者と連携し、**積極的な加入勧奨**を行います。
- 手続指導を複数回行っても自主的に手続をしない事業場に対しては、職権による成立手続を行います。

2

労働保険料等の適正な徴収等

主な施策

- 納付督促によってもなお納付がなされない場合は、預貯金口座等の財産調査を積極的に行い、**差押え等強制措置による滞納額の解消**を図ります。
- 口座振替納付制度は、納付手続の軽減、ゆとりのある納期限等事業主の利便性のほか、収納率向上に寄与するものであり、利用促進に向けた周知・勧奨を積極的に行います。
- 行政手続コストの削減及びデジタル化の推進のため、労働保険関係手続について、電子申請の利用促進に向けた周知・勧奨を積極的に行います。

The graphic promotes the benefits of electronic payment for labor insurance. It lists four main benefits:

1. For the payment of insurance premiums, the amount of the payment is reduced.
2. The amount of the payment is reduced, so the burden of payment is reduced.
3. The amount of the payment is reduced, so the burden of payment is reduced.
4. The amount of the payment is reduced, so the burden of payment is reduced.

 A table shows the payment schedule for the 3rd year of the fiscal year:

納付期	7月12日	11月1日(※)	1月31日(※)
納付日	9月6日	11月15日	2月14日

 A note at the bottom states: ※労働保険料納付金については、第2期、第3期の納付日がそれぞれ11月15日、2月14日であり、口座振替による納付日は同日となります。

- 労働条件に関するご相談や職場環境に関するご相談は **各労働基準監督署**
- 働き方改革、女性の活躍推進、育児・介護休業、パートタイムや有期雇用労働者の雇用管理に関するご相談は **雇用環境・均等室**
- 従業員の募集、求職活動に関するご相談は **各ハローワーク**



助成金のご案内

助成金

新型コロナウイルス感染症関連

どんな時に？	助成金の名称	問合せ先(TEL)
新型コロナウイルス感染症の影響による事業の縮小に伴い、雇用調整を行うとき。	雇用調整助成金	職業安定部 職業対策課 (018-883-0007) 学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター (0120-60-3999)
新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた労働者のうち、休業手当が支払われないとき。	新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金	職業安定部 職業安定課 (018-883-0007)
新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が、在籍型出向により労働者の雇用を維持するとき。	産業雇用安定助成金	職業安定部 訓練室 (018-883-0007)
小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話が 必要な「労働者」に対し、有給の休暇を取得させたとき。または、「委託を受けて個人で仕事をする方」が就業できなかったとき。	小学校休業等対応助成金 小学校休業等対応支援金	学校等休業助成金・支援金、 雇用調整助成金コールセンター (0120-60-3999)
ポストコロナ期に向けた、適正な労務管理下におけるテレワークを導入したとき。	人材確保等支援助成金(テレワークコース)	雇用環境・均等室 (018-862-6684)
新型コロナウイルス感染症対策として、妊娠中の労働者に、医師等の指導に基づく有給の特別休暇制度を導入し、取得させたとき。	新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援助成金	雇用環境・均等室 (018-862-6684)

どんな時に？	助成金の名称	問合せ先(TEL)
障害のある方、高齢者、母子家庭の母等を雇い入れるとき。	特定求職者雇用開発助成金	職業安定部 職業対策課(018-883-0007)
東京圏からの移住者を雇い入れるとき。	中途採用等支援助成金	職業安定部 職業安定課(018-883-0007)
経済上の理由による事業の縮小に伴い、雇用調整を行うとき。	雇用調整助成金	職業安定部 職業対策課(018-883-0007)
常用雇用を目的として、未経験者等を試行的に雇用するとき。	トライアル雇用助成金	職業安定部 職業対策課(018-883-0007)
有期契約労働者等の正規雇用等への転換・処遇改善を行うとき。	キャリアアップ助成金	職業安定部 訓練室(018-883-0007)
労働者の能力開発のための訓練等を実施するとき。	人材開発支援助成金	職業安定部 訓練室 職業安定部 職業対策課(018-883-0007)
離職を余儀なくされた労働者の再就職支援、中途採用の拡充を行うとき。	労働移動支援助成金	職業安定部 職業対策課(018-883-0007)
障害のある方等の職場定着を支援するとき。	障害者雇用安定助成金	職業安定部 職業対策課(018-883-0007)
仕事と育児・介護、不妊治療等との両立等を支援するとき。	両立支援等助成金	雇用環境・均等室(018-862-6684)
労働時間の短縮等に取り組み、設備投資等を行うとき。	働き方改革推進支援助成金	雇用環境・均等室(018-862-6684)
賃金の引上げ、生産性向上に資する設備投資等を行うとき。	業務改善助成金	雇用環境・均等室(018-862-6684)
既存の経営規模の小さい飲食店等で喫煙室等の設備を設置するとき。	受動喫煙防止対策助成金	労働基準部 健康安全課(018-862-6683)

詳しくは秋田労働局HPをご参照ください。



秋田労働局・労働基準監督署・ハローワークの所在地

秋田労働局 第一庁舎

〒010-0951 秋田市山王7丁目1-3
秋田合同庁舎

【4F】

● **総務部**
総務課 Tel(018) 862 - 6681

● **雇用環境・均等室**
Tel(018) 862 - 6684

【3F】

● **労働基準部**
監督課 Tel(018) 862 - 6682
健康安全課 Tel(018) 862 - 6683
賃金室 Tel(018) 883 - 4266
労災補償課 Tel(018) 883 - 4275

秋田労働局 第二庁舎

〒010-0951 秋田市山王3丁目1-7
東カンビル5階

● **職業安定部**
(代) Tel(018) 883 - 0007
職業安定課
職業対策課
訓練室
需給調整事業室

秋田労働局 第三庁舎

〒010-0951 秋田市山王6丁目1-24
山王セントラルビル6階

● **総務部**
労働保険徴収室
Tel(018) 883 - 4267

労働基準監督署

秋田労働基準監督署
第1・2・3方面 Tel(018) 865 - 3671
安全衛生課 Tel(018) 801 - 0822
労災課 Tel(018) 801 - 0823
総合労働相談コーナー Tel(018) 801 - 0821

〒010-0951 秋田市山王7丁目1-4
能代労働基準監督署 Tel(0185) 52 - 6151

〒016-0895 能代市末広町4-20
大館労働基準監督署 Tel(0186) 42 - 4033

〒017-0897 大館市字三ノ丸6-2
横手労働基準監督署 Tel(0182) 32 - 3111

〒013-0033 横手市旭川1丁目2-23
大曲労働基準監督署 Tel(0187) 63 - 5151

〒014-0063 大仙市大曲日の出町1丁目3-4
本荘労働基準監督署 Tel(0184) 22 - 4124

〒015-0874 由利本荘市給人町17

ハローワーク(公共職業安定所)

ハローワーク秋田 Tel(018) 864 - 4111
〒010-0065 秋田市茨島1丁目12-16
ハローワーク男鹿 Tel(0185) 23 - 2411
〒010-0511 男鹿市船川港船川字新浜町1-3
ハローワーク能代 Tel(0185) 54 - 7311
〒016-0851 能代市緑町5-29
ハローワーク大館 Tel(0186) 42 - 2531
〒017-0046 大館市清水1丁目5-20
ハローワーク鷹巣 Tel(0186) 60 - 1586
〒018-3331 北秋田市鷹巣字東中岱26-1
ハローワーク大曲 Tel(0187) 63 - 0335
〒014-0034 大仙市大曲住吉町33-3
ハローワーク角館 Tel(0187) 54 - 2434
〒014-0372 仙北市角館町小館32-3
ハローワーク本荘 Tel(0184) 22 - 3421
〒015-0013 由利本荘市石脇字田尻野18-1
ハローワーク横手 Tel(0182) 32 - 1165
(マザーズコーナー横手)
〒013-0033 横手市旭川1丁目2-26
ハローワーク湯沢 Tel(0183) 73 - 6117
〒012-0033 湯沢市清水町4丁目4-3
ハローワーク鹿角 Tel(0186) 23 - 2173
〒018-5201 鹿角市花輪字荒田82-4

秋田労働局

総務部

総務課

労働保険徴収室

雇用環境・均等室

労働基準部

監督課

健康安全課

賃金室

労災補償課

職業安定部

職業安定課

職業対策課

訓練室

需給調整事業室

能代労働基準監督署

大館労働基準監督署



附属施設

ハローワークプラザアトリオン (マザーズコーナー秋田) Tel(018) 836 - 7820
〒010-0001 秋田市中通2-3-8

ハローワークプラザ御所野 (秋田新卒応援ハローワーク) Tel(018) 889 - 8609
〒010-1413 秋田市御所野地蔵田3-1-1